

説明資料

平成 2 4 年 8 月 2 4 日
金融庁総務企画局
企画課保険企画室

諮 問 事 項

平成24年4月11日

○保険商品・サービスの提供等の在り方についての検討

我が国における少子高齢化の急速な進行などの社会経済の変化を背景に、保険に対するニーズが多様化するとともに、保険の販売形態も多様化している。このような状況のもと、

一 保険契約者の多様なニーズに応えるための保険商品やサービスの提供及び保険会社等の業務範囲の在り方

二 必要な情報が簡潔で分かりやすく提供されるための保険募集・販売の在り方等について、規制の全体像を視野に入れつつ検討。

業務範囲規制について

- 保険会社の業務範囲は、保険会社本体については、固有業務（保険の引受け・資産運用）、付随業務等に限定されている。また、子会社については、金融業、金融業に従属する業務（従属業務）、金融業に付随・関連する業務（金融関連業務）に限定されている。
- このように、保険会社が行う業務に制限が課されているのは、保険契約者等の保護の観点から、保険会社を保険業に専念させる必要があるほか、他の事業に起因する不測のリスクが保険契約者等に波及する事態を回避する必要があるためとされている。
- 保険会社の子会社については、法人格を違えることで、子会社の事業リスクは一応遮断されるが、子会社との間での利益相反行為が行われる可能性や経営困難に陥った子会社に対する財政支援の形で子会社の事業リスクが保険会社に波及する事態もあり得ること等も踏まえ、保険会社の子会社とすることができる会社の範囲に制限を設けている。
- 保険会社グループの業務範囲規制の在り方については、平成19年金融審議会報告において、一定の考え方が示されている。

保険会社グループの業務範囲規制の在り方について

○ 「銀行・保険会社グループの業務範囲規制のあり方等について」（平成19年12月18日 金融審議会金融分科会第二部会報告）

I. 銀行・保険会社グループの業務範囲規制のあり方

1. 基本的な考え方

銀行・保険会社グループの業務範囲の拡大を検討するに当たっては、銀行・保険会社本体の経営の健全性確保が強く求められるものと考えられる。

実際に、個別の業務を銀行・保険会社グループに認めるか否かについては、当該業務が銀行・保険会社本体の経営の健全性に及ぼす影響を踏まえつつ、利用者利便の向上、銀行・保険会社グループ全体としての経営の効率化、国際競争力の確保等を勘案した上で、きめ細かく判断していくことが適当である。

その際、個別の業務を、銀行・保険会社本体、子会社、兄弟会社のいずれに認めるかについては、他業禁止の趣旨を踏まえつつ、

- ・ 当該業務と銀行・保険会社の本来的業務との機能的な親近性
- ・ 当該業務のリスクと既に銀行・保険会社が負っているリスクとの同質性
- ・ 銀行・保険会社本体へのリスク波及の程度

等を勘案して決定すべきものと考えられる。

保険会社及び子会社の業務範囲

保険会社	子会社
<ul style="list-style-type: none"> ・ 固有業務（保険の引受け、資産運用） [保険業法第 97 条] ・ 付随業務（金融業に係る業務の代理又は事務の代行、債務の保証等） [保険業法第 98 条] ・ 法定他業（社債等の募集・管理の受託業務、保険金信託業務等） [保険業法第 99 条] 	<p>保険会社は、次に掲げる会社以外の会社を子会社としてはならない。[保険業法第 106 条]（注）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 保険会社、少額短期保険業者 2. 銀行、長期信用銀行 3. 資金移動専門会社 4. 証券専門会社、証券仲介専門会社 5. 信託専門会社 6. 保険業を行う外国の会社 7. 銀行業を営む外国の会社、有価証券関連業を行う外国の会社、信託業を営む外国の会社 8. <u>従属業務又は金融関連業務を専ら営む会社</u> 9. 新規事業分野開拓会社（ベンチャー・ビジネス企業）等 10. 1～9のみを子会社とする持株会社

（注）保険業法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 23 号）により、保険業を行う外国の会社又は外国の保険持株会社が子会社対象会社以外の子会社を保有している場合、原則として 5 年間はその保有を認めることとされた。

※ 保険持株会社（保険会社を子会社とする持株会社）については、当局の個別の承認を受ければ、保険会社の子会社が行うことができる業務以外の業務を行う会社についても子会社として保有することが可能。

従属業務について

定義

－保険会社等の行う業務に従属する業務（金融業を遂行するに当たり付随的に行われる業務＜一般事業＞）。

〔保険業法施行規則第 56 条の 2 第 1 項〕

－ただし、従属業務は、保険会社がその業務を自ら行う代わりに子会社にアウトソースすること等を念頭においたものであるため、各事業年度において、親会社である保険会社等からの収入の合計額が、総収入の 50%以上でなければならないとされている。〔保険業法第 106 条第 7 項〕

従属業務の主な例〔保険業法施行規則第 56 条の 2 第 1 項〕

- ・ 他の事業者の役員又は職員のための福利厚生に関する事務を行う業務（1号）
- ・ 他の事業者の事務の用に供する物品の購入又は管理を行う業務（2号）
- ・ 他の事業者の業務に関する広告又は宣伝を行う業務（4号）
- ・ 他の事業者のための自動車の運行又は保守、点検その他の管理を行う業務（5号）
- ・ 他の事業者の業務に関し必要となる調査又は情報の提供を行う業務（6号）
- ・ 他の事業者と当該他の事業者の顧客との間の事務の取次ぎを行う業務（14号）
- ・ 他の事業者の所有する不動産（原則として、当該他の事業者から取得した不動産を含む。）の賃貸又は他の事業者の所有する不動産若しくはそれに付随する設備の保守、点検その他の管理を行う業務（18号）
- ・ 他の事業者の主要な取引先に対する現金、小切手、手形又は証書の集配を行う業務（20号）
- ・ 前各号に掲げる業務に附帯する業務（当該各号に掲げる業務を営む者が営むものに限る。）（26号）

金融関連業務について

定義

一 保険業、銀行業、有価証券関連業又は信託業に付随し、又は関連する業務〔保険業法施行規則第 56 条の 2 第 2 項〕

金融関連業務の主な例〔保険業法施行規則第 56 条の 2 第 2 項〕

- ・ 保険会社等の業務の代理又は事務の代行（1号）
- ・ 保険募集（2号）
- ・ 保険事故その他の保険契約に係る事項の調査を行う業務（3号）
- ・ 保険募集を行う者の教育を行う業務（4号）
- ・ 老人福祉施設等に関する役務その他老人、身体障害者等の福祉に関する役務の提供を行う業務（6号）
- ・ 健康の維持若しくは増進のための運動を行う施設又は温泉を利用して健康の維持若しくは増進を図るための施設の運営を行う業務（7号）
- ・ 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介であって業として行うもの（13号）
- ・ 機械類その他の物品又は物件を使用させる業務（リース業務。但し、いわゆるファイナンス・リースが主として行われる場合に限られる）（23号）
- ・ 投資信託委託会社又は資産運用会社として行う業務（25号）
- ・ 投資助言業務又は投資一任契約に係る業務（26号）
- ・ 上記の業務に付帯する業務（上記の業務を営む者が営むものに限る。）（47号）

業務範囲規制の在り方に係る論点

- 個別の業務を保険会社グループのいずれ（保険会社、子会社、兄弟会社）に認めていくべきかについては、
- ・ 当該業務と保険会社の本来的業務との機能的な親近性
 - ・ 当該業務のリスクと既に保険会社が負っているリスクとの同質性
 - ・ 保険会社本体へのリスク波及の程度
- 等を勘案して決定すべきとの考え方が平成19年の金融審議会報告において示されている。

⇒ 多様なニーズに応える観点から以下のような要望がなされている中で、上記のような業務範囲規制の考え方について見直すべき点はあるか。その際、以下の要望にあるように、保険会社や子会社において現に提供しているサービスと関連性や類似性がある業務や一体的に提供される場合には利用者利便に資すると考えられる業務については、保険会社及び子会社の業務として認めるとの考え方についてどう考えるか。

【要望のあった業務の例】

（関連性・類似性があると考えられる業務）

- ✓ 介護関連事業（在宅系介護関連サービス事業、法人向け介護関連サービス事業）
- ✓ 健康増進コンサルティング
- ✓ 保険金信託（損害保険会社の業務への追加）
- ✓ 古物商・古物競りあっせん（例：保険代位で取得した自動車のオークションによる処分）
- ✓ 物品の販売・修理（例：海外旅行で壊れたスーツケースの修理）

（一体的に提供される場合には利用者利便に資すると考えられる業務）

- ✓ 高齢者向け各種事業（職業紹介、旅行業、各種教育・教養講座の運営事業等）
- ✓ 物品の販売・修理（例：防災に関するコンサルティングを行う際に関連図書や防災グッズを併せて販売）

(参考) 個別業務について

◇介護関連事業（在宅系介護関連サービス事業、法人向け介護関連サービス事業等）

- － 保険業法施行規則において、子会社が行うことができる金融関連業務の一つとして「老人福祉施設等に関する役務その他老人、身体障害者等の福祉に関する役務の提供を行う業務」が規定されており、一定の介護事業は既に認められている。

※保険業法施行規則第56条の2第2項第6号

老人福祉施設等（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三（定義）に規定する老人福祉施設及び同法第二十九条第一項（届出等）に規定する有料老人ホームをいう。）に関する役務その他老人、身体障害者等の福祉に関する役務の提供を行う業務

※監督指針において福祉関連業務として例示されているもの

- ・ 老人福祉施設等の高齢者福祉関連施設（サービス付き高齢者向け住宅を含む。）の運営及び管理、高齢者福祉関連施設の入居者に対する給食業務等、リハビリテーション機関（アスレチッククラブを含む。）の運営・管理、健康・医療・介護等の福祉に関するコンサルティング、取り次ぎ及び調査研究、介護機器の開発、介護者の研修、在宅サービスに関する業務

◇保険金信託

- － 生命保険会社は、その支払う保険金について、信託の引受けを行う業務（保険金信託業務）を行うことができるが、損害保険会社には認められていない。（保険業法第99条第3項）
- － 保険会社は、信託契約の締結の代理又は事務の代行を行うことができ、また、信託業務を専ら営む会社を子会社とすることができる。（保険業法第98条第1項第1号、106条第1項第7号）

◇古物商・古物競りあっせん

- － いずれも古物営業法による規制が設けられている事業であり、それぞれ次のように定義されている。

【古物商】

「古物を売買し、若しくは交換し、又は委託を受けて売買し、若しくは交換する営業であって、古物を売却すること又は自己が売却した物品を当該売却の相手方から買い受けることのみを行うもの以外のもの」を行う者をいい、古物商を営む場合には、都道府県公安委員会の許可を受けなければならない。（古物営業法第2条第1号、第3条第1項）

【古物競りあっせん業者】

「古物の売買をしようとする者のあっせんを競りの方法により行う営業」を行う者をいい、古物競りあっせん業を営む場合には、都道府県公安委員会へ届け出なければならない。（古物営業法第2条第3号、第10条の2）

保育所の運営業務について

- 保育所の運営業務については、保険会社及びその子会社に現在認められている業務に比べれば、保険業との関連性が必ずしも明確でないのではないかという見方もある一方、施設において福祉サービスを行う事業という点では、既に子会社の業務として認められている老人福祉施設の運営業務と類似性があるものと考えられる。
- また、都市部を中心として待機児童数は依然として多いことや少子化対策の推進の観点等から、保育所に対する社会的ニーズは強く、保育所整備は政府としての喫緊の課題となっている。

(参考) 保育所待機児童数は平成23年4月1日時点で25,556人。このうち、81.9%が都市部の待機児童。

- 保険会社グループが保育所の運営を行うことについては、
 - ・ 保険会社は都市部に不動産を所有していることが多く、不動産の有効活用が可能である
 - ・ 子どもの教育資金の準備等を目的とした保険を提供している保険会社が運営することで、より幅の広い子育て支援サービスの提供※が可能となる等のメリットもあると考えられる。

※子ども向け医療保険を販売している保険会社による保育サービスの提供は、病気やけがなどのリスクから乳幼児を守ることを通じて、保険事故の防止に繋がることも期待できる。

⇒ 上記を踏まえ、保険会社及びその子会社が保育所の運営を行うことについてどう考えるか。

(参考)

- ・ 保育所の運営については、児童福祉法上、運営主体に制限はないが、保険業法において保険会社及びその子会社が行うことが認められていないため、保険会社及びその子会社が参入することはできない。
- ・ 民間主体による保育所の運営については、認可保育所（都道府県知事の認可が必要）と認可外保育所（都道府県知事への届出が必要）の形態が考えられるが、いずれも都道府県知事の指導監督に服する。

保険会社が引受け可能な「保険」の範囲について（第3分野保険）

- 保険会社が引受け可能な保険のうち、いわゆる第3分野保険については、以下のとおり定義されている（保険業法第3条第4項第2号）

次に掲げる事由に関し、一定額の保険金を支払うこと又はこれらによって生ずることのある当該人の損害をてん補することを約し、保険料を収受する保険

イ 人が疾病にかかったこと。

ロ 傷害を受けたこと又は疾病にかかったことを原因とする人の状態

ハ 傷害を受けたことを直接の原因とする人の死亡

ニ イ又はロに掲げるものに類するものとして内閣府令で定めるもの（人の死亡を除く。）

ホ イ、ロ又はニに掲げるものに関し、治療を受けたこと。

- ・ 出産及びこれを原因とする人の状態
- ・ 老衰を直接の原因とする常時の介護を要する身体の状態
- ・ 骨髄の提供及びこれを原因とする人の状態

- 規定は上記のとおりであるが、原因が特定できない不妊については疾病かどうか不明確であるため、その治療費について保険の引受けが可能であるかが不明確である。この点に関し、不妊治療を受ける方の経済的負担を軽減するため、このような保険を引受けられるよう法的位置付けを明確にしてほしいとの要望がある。

（参考1）厚生労働省「不妊に悩む方への特定治療支援事業」において、法律上の婚姻をしている夫婦に対する不妊治療のうち、1回の治療費が高額な特定不妊治療（体外受精及び顕微受精）に対して、国が当該治療費の一部を助成している（21年度実績は84,485件（16年度比4.8倍））。

（参考2）アメリカ、ドイツでは、不妊治療費を保障する医療保険商品が存在（イギリス、フランスにおいては公的医療保険の対象となっている）。

- 不妊治療については、不妊の原因が特定できないものについても、
 - ・ 不妊という事由の発生の有無については、偶然性が認められる
 - ・ 治療によっては高額な費用が発生するため、経済的な負担をてん補する必要性が認められるという点で、保険の成立の前提となる条件を満たしているものと考えられる。

 - また、疾病を原因としない「骨髄の提供」については、「疾病や傷害に類するもの」として既に保険会社による保険の引受けが可能とされている。
- ⇒ 以上のような点を踏まえ、原因が特定できない不妊の治療費を保障する保険について、保険会社による引受けが可能であることを明確化することについてどう考えるか。

保険会社が引受け可能な「保険」の範囲について（現物給付型保険）

○ 保険会社が引受け可能な保険については、以下のとおり定義されている。

生命保険

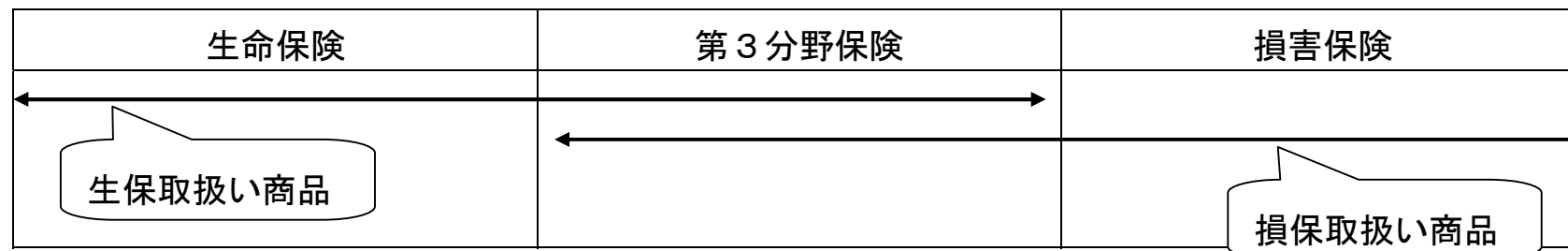
「人の生存又は死亡に関し、一定額の保険金を支払うことを約し、保険料を収受する保険」（保険業法第3条第4項第1号） ⇒ 現物給付は認められていない。

損害保険

「一定の偶発の事故によって生ずることのある損害をてん補することを約し、保険料を収受する保険」（保険業法第3条第5項第1号） ⇒ 現物給付が認められている。

第3分野保険

「人が疾病にかかったこと等の事由により、一定額の保険金を支払うこと又はこれらによって生ずることのある損害をてん補することを約し、保険料を収受する保険」（保険業法第3条第4項第2号）
⇒ 現物給付が認められている。



現物給付型保険に係る論点

- 現物給付型保険については、平成20年の保険法改正時に保険法の対象とすべきか否かについて検討がなされた際、保険業法における対応についても議論がなされた。
- 最終的には保険法、保険業法ともに生命保険契約及び定額給付方式の傷害・疾病保険契約における現物給付は規定しないこととされたが、保険業法において現物給付を認めない理由として、以下のような懸念が指摘された。
 - 現物給付については、その将来の適切な履行・質の保証に対する懸念があることから、契約者の保護に欠けるおそれがある。
 - 現物給付と金銭給付の選択制でない場合、保険会社・保険契約者等がともに価格変動リスクにさらされる。
 - 現物には将来の価格変動があり、適切な保険料、責任準備金等の算定が困難。
 - 将来の現物価格変動時の負担を、保険会社と保険契約者等がどう負担するかについて、規律すべきか、契約に委ねるべきかという問題がある。
 - 現物給付にかかる継続的な役務提供などの履行確保を図るための監督手法にかかる検討が必要となる。

- ⇒ 上記のように、現物給付型保険については、
- ・ 将来の価格変動リスク（特にインフレリスク）
 - ・ 現物給付されるサービスの質の確保

が主な論点となる。少子高齢化の急速な進行の中で、現物給付型保険に一定のニーズが見込まれるところ、このような論点についてどのような対応が考えられるか。また、他に留意すべき点等はないか。

＜現物給付の例＞ ※第1回WG梅崎委員提出資料より

- ・ 有料老人ホームの入居権付与
- ・ 人間ドック受診サービスの提供
- ・ 介護サービスの提供
- ・ 保育所への優先入居権付与
- ・ 葬儀サービスの提供
- ・ 復職支援サービスの提供

(注) 第3分野保険に該当するものであって損害をてん補するものについては、現行でも引受け可能であり、介護サービスの提供等については引受け可能と考えられる。

(参考) 保険法改正への対応について (平成20年1月31日 金融審議会金融分科会第二部会) (抄)

Ⅲ. その他の論点について

(2) 生命保険契約における保険給付の内容としての現物給付

(略)

損害保険契約については、その性質上、現物にかかる損失の原状回復または再調達を可能とすることを目的とする、すなわち、損害をてん補するものであることから、現物給付が認められているものと考えられる。他方、生命保険契約については、人の死亡は損害回復が不可能であり、従来、「人の生死に関し一定額の保険金を支払う」(保険業法第2条)ものとされてきた。こうしたことを踏まえれば、そもそも生命保険契約に現物給付はなじみにくいところがあると考えられる。

また、生命保険契約における現物給付には、保険契約者等の保護の観点から以下の懸念が生じうる。

- ・ 現物給付については、その将来の適切な履行・質の保証に対する懸念があることから、契約者の保護に欠けるおそれがある。
- ・ 現物給付と金銭給付を選択できない場合、保険会社・保険契約者等がともに価格変動リスクにさらされる。
- ・ 現物給付と金銭給付の選択制とした場合、契約者は価格下落リスクの負担を免れるが、更なるプレミアム(＝オプション料に相当)が保険料に上乗せされる。また、こうした長期契約におけるオプション料は算出が困難であり、高額なものとなりかねない。

さらに、保険会社に対する監督・規制という観点からも以下の懸念が生じうる。

- ・ 現物には将来の価格変動があり、適切な保険料、責任準備金等の算定が困難。
- ・ 将来の現物価格変動時の負担を、保険会社と保険契約者等がどう負担するかについて、規律すべきか、契約に委ねるべきかという問題がある。
- ・ 現物給付にかかる継続的な役務提供などの履行確保を図るための監督手法にかかる検討が必要となる。

また、先進諸外国の保険制度においても、生命保険契約における現物給付制度はほとんど導入されていない。

こうした点にかんがみれば、保険業法においては、生命保険契約における現物給付は認めず、現行規制を維持することが適当である。保険法においても結論としてこれを定めないこととされた。なお、定額給付方式の傷害・疾病保険契約における現物給付についても、生命保険契約の場合と特段の差異を設ける理由は見当たらないことから、同様の取扱いとすることが適当である。

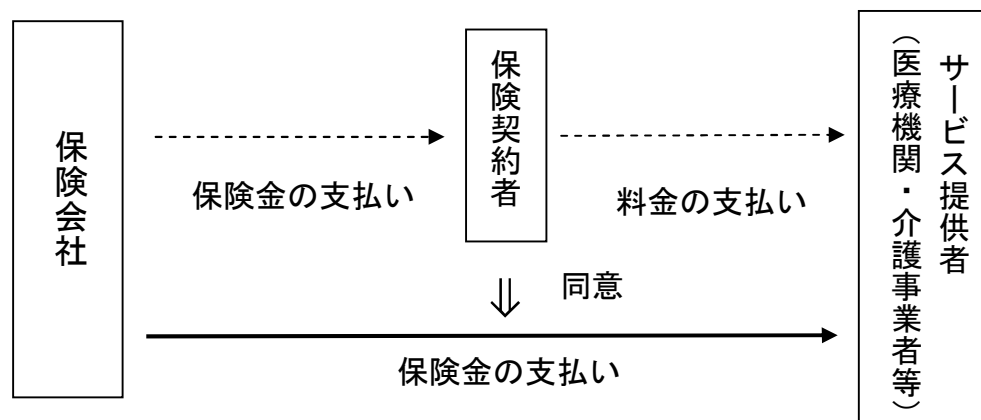
ただし、生命保険的な現物給付について、無規制のままにして良いのかという問題も指摘された。しかしながら、こうした現物給付商品については、一定の要件を満たすものについて、他法による業規制に服することもある。

この点については、今後、保険的な現物給付商品が数多く販売されるなどの状況の変化が生じた場合、改めて保険会社の業務のあり方について検討を行い、①保険業法上の規制を課すべきか、また、②引き続き保険会社本体での参入を認めないこととすべきか、について検討を行うことが適当である。

保険会社による保険金の支払いスキームについて

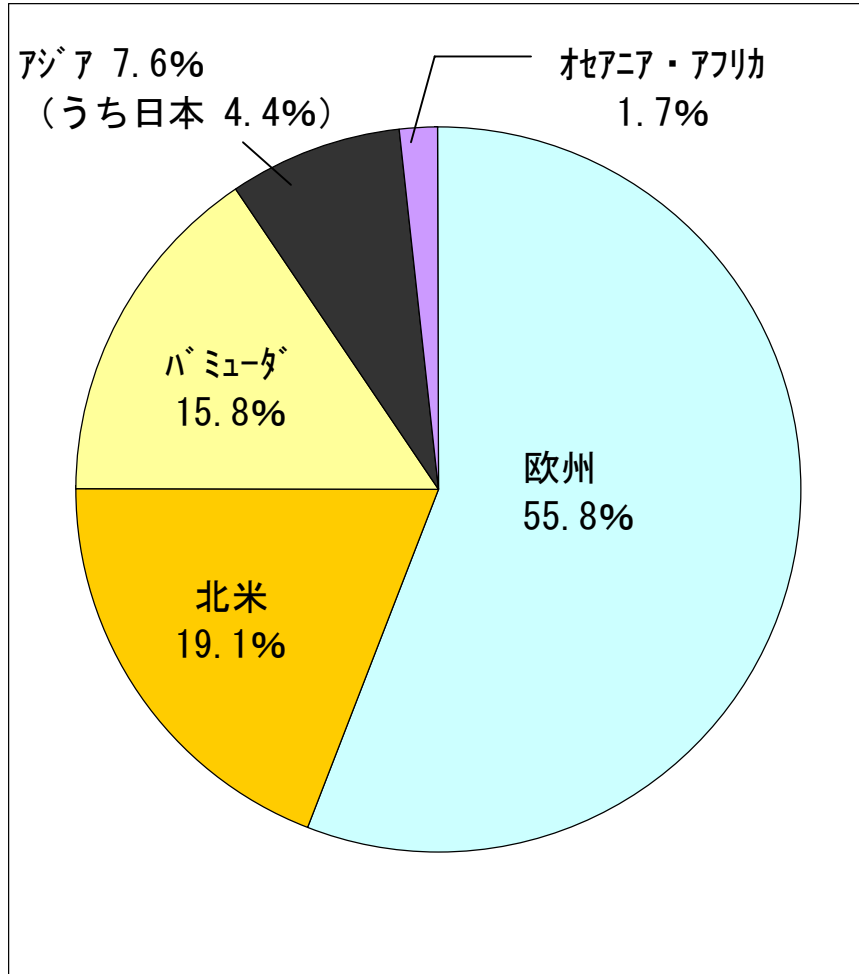
- 保険業法においては、保険金の支払方法に関する規定は定められていないが、契約時に定められた保険金受取人（被保険者等）に対して支払われることが一般的である。
 - この点に関し、例えば医療保険や介護保険については、本人の同意を前提に保険金が医療機関等へ直接支払われるサービスが可能となれば、保険契約者等へのメリットが大きいため、このような支払方法を可能としてほしいとの要望がある。
- ⇒ サービス提供者への保険会社による保険金の直接支払いスキームについては、約定した保険金を代理受領するものであり、保険契約者等の同意があれば特段禁止されるべきものではないと考えられるが、保険契約者等の保護の観点から特に留意すべき点等はあるか。

＜サービス提供者への保険会社による保険金の直接支払いスキームのイメージ＞



再保険の現状について①

○再保険会社の再保険収入の地域別シェア（2010年）



○再保険収入上位5社

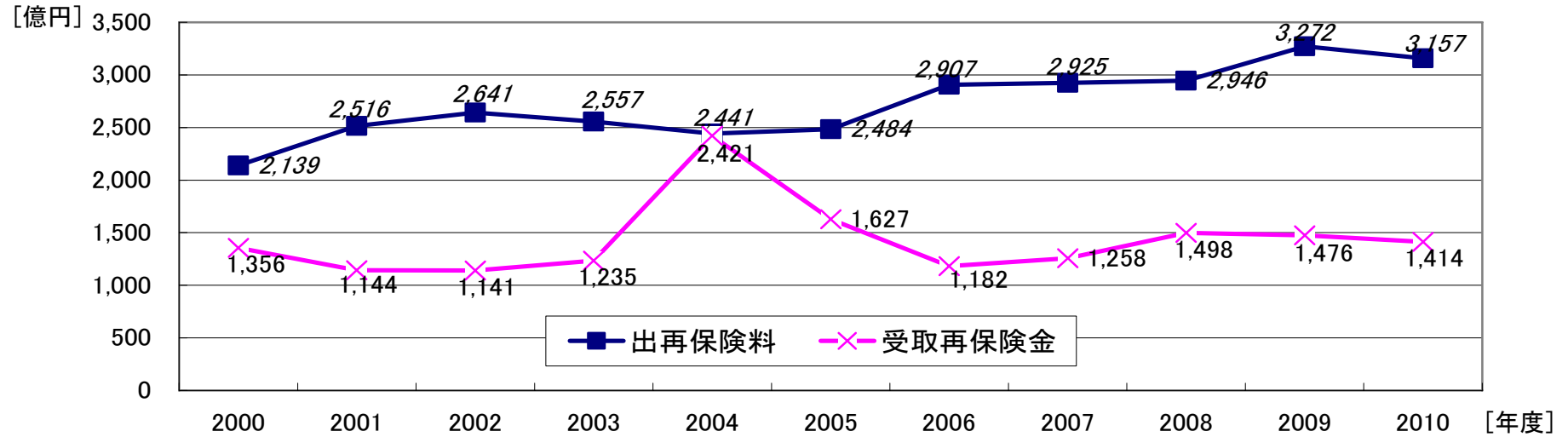
(単位：Mil. \$)

順位	グループ (会社)名	本店 所在国	正味収入 再保険料
1	Munich Re	ドイツ	29,269.1
2	Swiss Re	スイス	19,433.0
3	Berkshire Hathaway Re	アメリカ	14,669.0
4	Hannover Re	ドイツ	13,652.2
5	Lloyd's	イギリス	9,762.1
(参考)			
12位	Tokio Marine (日本)		2,617.2 Mil. \$
13位	NKSJ Holdings (日本)		2,526.1 Mil. \$
21位	Toa Re (日本)		1,798.7 Mil. \$

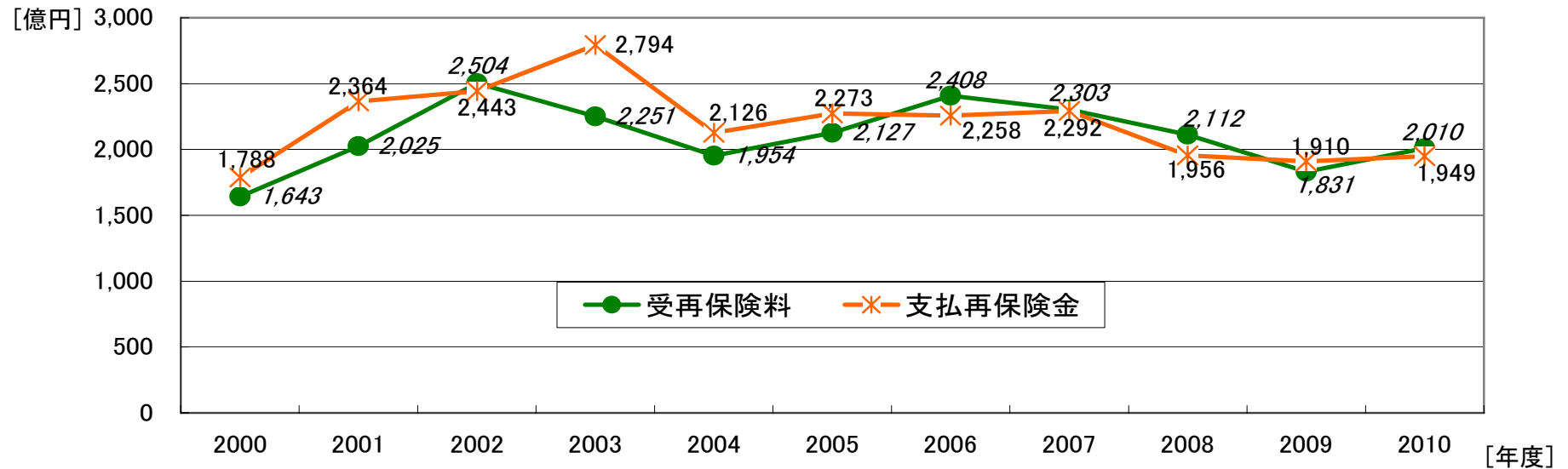
出典：Standard&Poor's" Global Reinsurance
Highlights 2011 Edition

再保険の現状について②

○出再保険収支の推移（国内損保から海外への出再分）



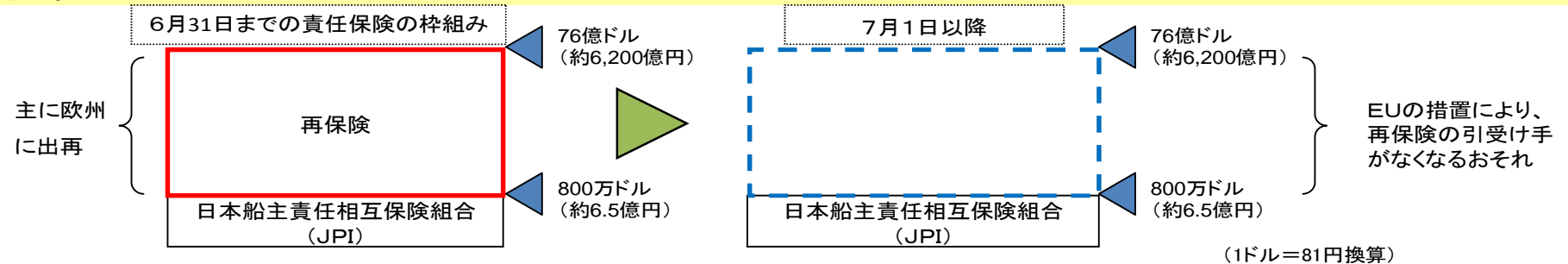
○受再保険収支の推移（海外から国内損保への出再分）



特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法について

【背景】

○EUによる対イラン措置により、平成24年7月1日以降、イラン産原油を輸送するタンカーについて、EU域内の企業による再保険の引受けが禁止される可能性があった。
 ⇒対人・対物損害について、事実上無保険となり、タンカーの運航に支障をきたす。
 ⇒油濁損害についても、保険金額が船舶油濁損害賠償保障法で締結が義務づけられている強制保険の要件を満たさないこととなる。



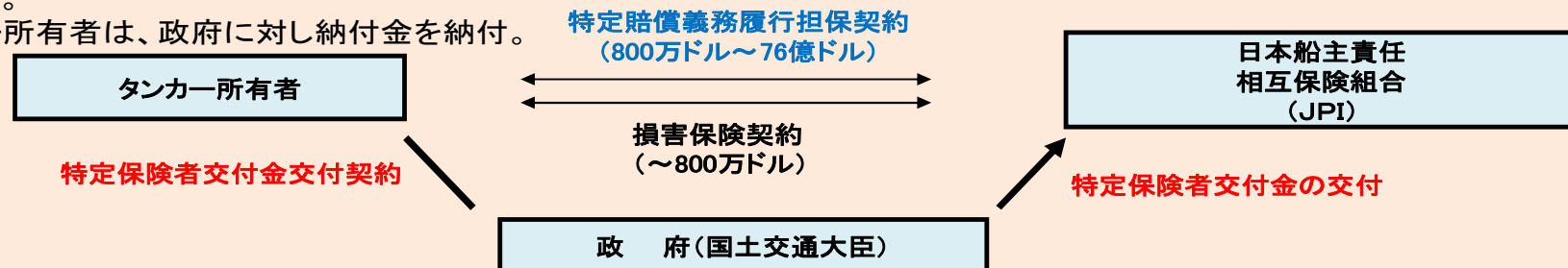
※責任保険・・・船舶の運航に伴って生じた損害(対人・対物損害、油濁損害)について、船舶所有者が負う賠償責任に対する保険



【法律の概要】

○イラン産原油を輸送するタンカーの運航に伴い生ずる損害の賠償について、損害保険契約でカバーされる金額を超える金額(従来は再保険でカバーされていた部分)を、政府が日本船主責任相互保険組合等に対し交付する契約(特定保険者交付金交付契約)を締結。

○タンカー所有者は、政府に対し納付金を納付。



国土交通省資料「イラン産原油輸送タンカー特措法の概要」を元に加工作成

タイの自然災害保険ファンドについて

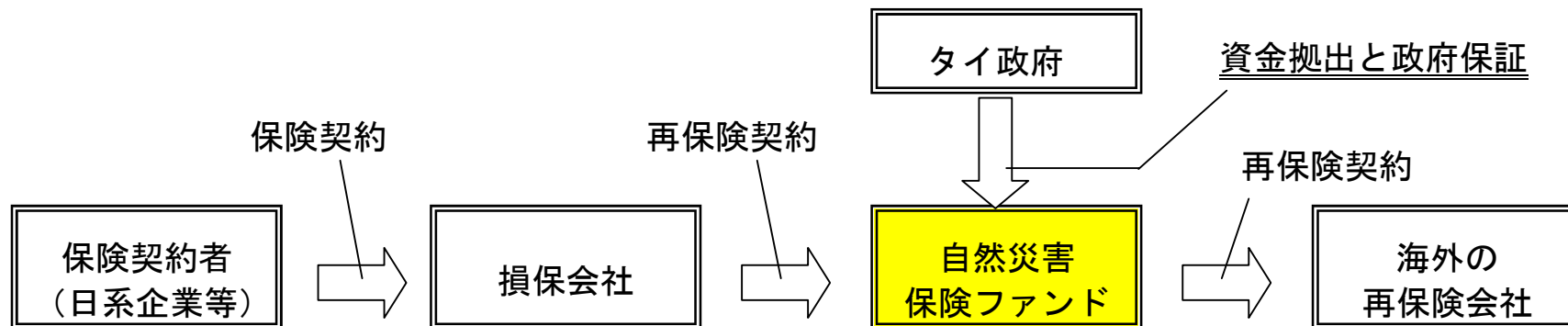
- 平成 23 年 9～10 月頃にタイにおいて発生した大洪水により、日系企業を含めタイの企業は甚大な被害を受け、日系損保においても多額の保険金支払いが発生した。

	23 年度			22 年度
	発生保険金	正味保険金	未払保険金	発生保険金
国内自然災害	2,217 億円	1,795 億円	422 億円	2,479 億円
タイ大洪水	5,017 億円	1,556 億円	3,461 億円	-
合計	7,235 億円	3,351 億円	3,884 億円	2,479 億円

※地震保険を除く全種目の発生額

(出典：損保協会 HP)

- こうした事態を受けて、海外の再保険会社がタイにおける洪水リスクに係る再保険の引受けに慎重になるなどの動きが出てきたことから、タイ政府が資金を拠出して「自然災害保険ファンド」を設け、このファンドが再保険を引受けることで洪水リスクへの保障を提供することとした。



損害保険会社の共同行為制度

○ 損害保険業においては、引き受けるリスクが巨額にのぼるものについては、引受保険会社の健全な経営の観点から、再保険や共同行為による保険引受け（共同保険）によって、複数の損害保険会社間で保険リスクの分散を図ることが必要となる。こうした再保険や共同保険の締結を迅速に行うため、損害保険会社間で予め一定の取決めをしておくことが、円滑な保険契約の締結を可能とし、保険契約者等の利益となる場合がある。

○ このような場合を想定し、保険業法では、損害保険会社の一定の共同行為について独占禁止法の適用除外を定めている。（保険業法第101条）

すべての共同行為が適用除外となるもの〔保険業法第101条第1項第1号〕

以下の保険事業の固有の業務につき、損害保険会社が他の損害保険会社と行う共同行為

- ・ 航空保険事業
- ・ 原子力保険事業
- ・ 自動車損害賠償責任保険事業
- ・ 地震保険事業

一部の行為が適用除外となるもの〔保険業法第101条第1項第2号〕

上記以外の保険の引受けに係る事業であって、危険の分散又は平準化を図るためにあらかじめ損害保険会社と他の損害保険会社との間で共同して再保険することを定めておかなければ、保険契約者又は被保険者に著しく不利益を及ぼすおそれがあると認められる場合に、以下に掲げる行為の全部又は一部に関し、損害保険会社が他の損害保険会社と行う共同行為

- ・ 保険約款の内容（保険料率に係るものを除く。）の決定
- ・ 損害査定の方法の決定
- ・ 再保険の取引に関する相手方又は数量の決定
- ・ 再保険料率及び再保険に関する手数料の決定

○ 上記に該当する共同行為を行うには、内閣総理大臣の認可が必要であり、当該認可をしようとするときは、あらかじめ公正取引委員会の同意を得なければならない。

再保険・共同行為制度の在り方について

<「我が国金融業の中長期的な在り方に関するワーキング・グループ」報告書抜粋>

第2章 金融機関の在り方

1. 企業向け金融サービスのグローバルな展開について

(1) 現状と認識

② …また保険の分野においても、災害を含め海外に展開する企業が直面する様々なリスクをコントロールするための多様な金融手段を積極的に提供していくことが求められている。…

(4) 課題への対応

② 内なるグローバル化

…また翻って、保険についても、東日本大震災やタイ洪水被害といった自然災害のリスクに対応した国内外の顧客の保険サービス需要に応えるべく、再保険市場・制度の活用や整備等を含めて、更なる対応が望まれる。

(再保険市場・制度の在り方について)

○ 東日本大震災やタイの洪水被害といった大規模な自然災害リスクへの対応、また、EUによる対イラン措置としての再保険の引受け禁止等に鑑みると、改めて、我が国にとっての再保険市場・制度の重要性が認識されたところであるが、一方で、我が国は、海外、特に欧米の再保険市場への依存度が高い状況にある。

⇒ 上記のようなリスクに対する経済上の備えを十分に提供するという観点から、再保険市場・制度の在り方についてどのように考えるか。

(共同行為制度の在り方について)

○ 保険事故発生の不確実性が高く、かつ、発生した場合の損害額が巨額になる場合が多いという損害保険業の特質に鑑みると、保険リスクの分散を図ることが不可欠であり、こうした仕組みが円滑に運営されるよう、保険業法において共同行為に対する独占禁止法の適用除外制度が設けられている。

○ しかしながら、

- ・ 共同行為の全てが独占禁止法の適用除外となるケースは限定列挙となっていること
- ・ 限定列挙されている保険以外の保険についても共同行為が認められているが、その要件が厳格であり、認められる行為も限定されていること

から、保険会社が共同して引き受けなければ保険の提供が困難な新たなリスク等に対して、損害保険が十分な役割を果たすことができないとの指摘もある。

⇒ 人や企業が直面する様々なリスクのコントロール機能を果たすという観点から、社会経済活動のインフラと位置付けられる損害保険の役割に鑑みたときに、共同行為制度について見直すべき点等はないか。